



# 栃木県公報

令和6(2024)年  
3月29日(金)  
号 外  
第26号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 1  
○栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部改正…………… 7  
○技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部改正…………… 8

## 規 則

### 栃木県規則第12号

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和6年3月29日

栃木県知事 福 田 富 一

#### 栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則（平成15年栃木県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前														
<p>(使用料の納付)</p> <p><b>第15条</b> 条例第3条に規定する有料施設等_____を利用しようとする者は、第4条第1項の利用許可申請書又は第5条第1項の利用変更許可申請書を提出する際、納付すべき使用料の額に相当する額の栃木県収入証紙を貼付して_____納付しなければならない。ただし、次に掲げる使用料については、この限りでない。</p> <p>(1) 技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料</p> <p>(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>使 用 料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ゴムシート打抜機</td><td>略</td></tr></tbody></table>	名 称	使 用 料	略		ゴムシート打抜機	略	<p>(使用料の納付)</p> <p><b>第15条</b> 条例第3条に規定する有料施設等（技術支援センターに係るものを除く。）を利用しようとする者は、第4条第1項の利用許可申請書又は第5条第1項の利用変更許可申請書を提出する際、納付すべき使用料の額に相当する額の栃木県収入証紙を<u>ちょう付して</u>納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>別表第2（第12条関係）</p> <p>1 栃木県産業技術センター</p> <p>(1) 機械加工機器類</p> <table><thead><tr><th>名 称</th><th>使 用 料</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>ゴムシート打抜機</td><td>略</td></tr><tr><td><u>三次元レーザ加工機</u></td><td><u>1時間につき</u> <u>5,350円</u></td></tr></tbody></table>	名 称	使 用 料	略		ゴムシート打抜機	略	<u>三次元レーザ加工機</u>	<u>1時間につき</u> <u>5,350円</u>
名 称	使 用 料														
略															
ゴムシート打抜機	略														
名 称	使 用 料														
略															
ゴムシート打抜機	略														
<u>三次元レーザ加工機</u>	<u>1時間につき</u> <u>5,350円</u>														

略	
自動乳鉢	略
略	

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
回転式蒸気二重釜	略
略	
高温高压レトルト殺菌機	略
略	
試料切断機	略
略	
大気圧プラズマ装置	略
略	

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
クリープ応力試験装置	略
略	
細管破損性試験機	略
略	
超音波探傷器	略
略	
熱膨張試験機	略
略	
万能材料試験機 (50kN、樹脂・ ファインセラミックス用)	略

略	
自動乳鉢	略
清酒ろ過機	1時間につき 60円
略	

## (2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
回転式蒸気二重釜	略
簡易高压試験装置	1時間につき 140円
略	
高温高压レトルト殺菌機	略
小型蒸煮缶	1時間につき 910円
略	
試料切断機	略
真空凍結乾燥機	1時間につき 500円
スパッタリング装置	1時間につき 1,240円
大気圧プラズマ装置	略
超遠心粉碎装置	1時間につき 170円
略	

## (3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
略	
クリープ応力試験装置	略
クロスカットはく離試験機	1時間につき 160円
略	
細管破損性試験機	略
材料表面音診機	1時間につき 330円
略	
超音波探傷器	略
超微小押し込み硬さ試験機	1時間につき 3,170円
略	
熱膨張試験機	略
粘弾性測定装置	1時間につき 1,040円
略	
万能材料試験機 (50kN、樹脂・ ファインセラミックス用)	略

略	
(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類	
名 称	使 用 料
略	
円筒内形状測定機	略
略	
透過型電子顕微鏡	略
略	
表面粗さ測定システム	略
略	
ブロックゲージ校正装置	略
摩擦帯電圧測定装置	略

(5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料
略	
クランプ及びクランプ走行台	略
略	
電磁波妨害源探査装置	略
略	
電力測定装置	略
略	

(6) 分析機器類

名 称	使 用 料

万能引張試験機	1時間につき	3,300円
略		
(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類		
名 称	使 用 料	
略		
円筒内形状測定機	略	
オートコリメータ	1時間につき	1,400円
略		
透過型電子顕微鏡	略	
パネル変わり測定装置	1時間につき	550円
略		
表面粗さ測定システム	略	
表面形状測定器	1時間につき	1,190円
略		
ブロックゲージ校正装置	略	
変位計	1時間につき	90円
摩擦帯電圧測定装置	略	
マニピレータ付顕微鏡	1時間につき	2,280円

(5) 電磁気特性測定機器類

名 称	使 用 料	
略		
クランプ及びクランプ走行台	略	
高電圧イミュニティシステム	1時間につき	3,550円
略		
電磁波妨害源探査装置	略	
電子負荷装置	1時間につき	110円
略		
電力測定装置	略	
光スペクトラムアナライザー	1時間につき	480円
略		

(6) 分析機器類

名 称	使 用 料	
イオンクロマトグラフ(陰イオン用)	1時間につき	950円

イオンクロマトグラフ (有機酸用)	略	イオンクロマトグラフ (有機酸用)	略
略		液体クロマトグラフ (脂質用)	1時間につき 750円
化学発光測定装置	略	略	
略		ガスクロマトグラフ質量分析計	1時間につき 3,100円
原子吸光分光光度計 (化学分析用)	略	略	
原子吸光分光光度計 (食品分析用)	1時間につき 1,040円	原子吸光分光光度計 (化学分析用)	略
略		略	
自記分光光度計	略	自記分光光度計	略
示差走査熱量計	1時間につき 1,030円	示差熱天びん	略
示差熱天びん	略	示差熱量計	1時間につき 1,030円
略		略	
食物繊維分析装置	略	食物繊維分析装置	略
炭素硫黄同時分析装置	略	水分活性測定装置	1時間につき 220円
略		水分・揮発分測定装置	1時間につき 230円
電気分析用電解装置	略	炭素硫黄同時分析装置	略
略		窒素蒸留滴定装置	1時間につき 430円
(7) 略		略	
(8) 設計・デザイン支援機器類		電気分析用電解装置	略
名称	使用料	電子スピン共鳴装置	1時間につき 2,030円
略		略	
3DCAD/CAMシステム	略	(7) 略	
略		(8) 設計・デザイン支援機器類	
(9) その他		名称	使用料
名称	使用料	略	
略		3DCAD/CAMシステム	略
pHメータ (微生物分析用)	略	レンダリングCAD	1時間につき 380円
		略	
		(9) その他	
		名称	使用料
		略	
		pHメータ (微生物分析用)	略

略	
---	--

2 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター  
(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料
編立性試験機	略

略	
トーションレース機 (96/45)	略
略	

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料
略	
高温スチーマー	略

略	
電気炉	略

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料
圧縮弾性率試験機	略

略

(4) 略

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料
略	
測色システム	略

略

(6)・(7) 略

3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター  
(1)～(3) 略  
(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
三次元座標測定機	略

マイクロプレートリーダー	1時間につき	370円
略		

2 栃木県産業技術センター繊維技術支援センター  
(1) 機械加工機器類

名 称	使 用 料	
編立性試験機	略	
クロセットレース機	1時間につき	410円

略		
トーションレース機 (96/45)	略	
トーションレース機 (64/32)	1時間につき	900円
略		

(2) 材料処理機器類

名 称	使 用 料	
略		
高温スチーマー	略	
コーティングマシン	1時間につき	1,990円

略		
電気炉	略	
ニット仕上機	1時間につき	430円

(3) 物性試験機器類

名 称	使 用 料	
圧縮弾性率試験機	略	
吸水性測定機	1時間につき	350円

略

(4) 略

(5) 分析機器類

名 称	使 用 料	
略		
測色システム	略	
熱分析装置	1時間につき	1,530円

略

(6)・(7) 略

3 栃木県産業技術センター県南技術支援センター  
(1)～(3) 略  
(4) 寸法・形状測定機器及び表面観察機器類

名 称	使 用 料
略	
三次元座標測定機	略

略
---

(5)～(7) 略

4 栃木県産業技術センター絨織物技術支援センター

(1) 略

(2)～(5) 略

5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

(1) 略

(2) 材料処理機器類

名称	使用料
略	
電気窯	略

(3) 物性試験機器類

名称	使用料
略	
衝撃試験機	略
略	

(4) 略

(5) 分析機器類

名称	使用料
略	
熱分析装置	略

(6) その他

名称	使用料
乾燥器	略
略	

三次元スキャニングシステム	1時間につき	790円
---------------	--------	------

略
---

(5)～(7) 略

4 栃木県産業技術センター絨織物技術支援センター

(1) 略

(2) 材料処理機器類

名称	使用料	
12色回転ポット染色機	1時間につき	410円

(3)～(6) 略

5 栃木県産業技術センター窯業技術支援センター

(1) 略

(2) 材料処理機器類

名称	使用料	
略		
電気窯	略	
電気マッフル炉	1時間につき	40円

(3) 物性試験機器類

名称	使用料	
略		
衝撃試験機	略	
真比重測定装置	1時間につき	550円
略		

(4) 略

(5) 分析機器類

名称	使用料	
略		
熱分析装置	略	
粒度分布測定装置	1時間につき	220円

(6) その他

名称	使用料	
イオンメータ	1時間につき	170円
乾燥器	略	
略		

別記様式第1号中備考を次のように改める。

備考 1 栃木県産業技術センターの有料施設等を利用しようとする者は、納付すべき使用料の額に相当する額の栃木県収入証紙を裏面に貼付すること。ただし、技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料及び地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料については、この限りでない。

2 多目的ホール又は多目的ルームの利用を申請する場合にあつては、※印欄に記入すること。

別記様式第3号中備考を次のように改める。

備考 栃木県産業技術センターの有料施設等の利用について変更しようとする者は、変更後の使用料の額が

変更前の使用料の額よりも増加する場合、変更後の使用料の額と既に納付された使用料の額との差額に相当する額の栃木県収入証紙を裏面に貼付すること。ただし、技術支援センターの有料施設等の利用に係る使用料及び地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に同法第231条の2の2の規定により委託する使用料については、この限りでない。

**附 則**

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の栃木県産業技術センター設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

**栃木県規則第13号**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則の一部を改正する規則**

栃木県産業技術センター等手数料の額に関する規則（平成15年栃木県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>別表</b></p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 硬さ試験</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 分析手数料</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 食品等の分析</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 機器分析</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)～(エ) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(オ)～(ク) 略</p> <p>エ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>9 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表～栃木県産業技術センター紬織物技術支援センター手数料細目表 略</p> <p>栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表</p> <p>1 窯業材料等の物理試験手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) 略</p>	<p><b>別表</b></p> <p>栃木県産業技術センター手数料細目表</p> <p>1 金属の物理試験、化学試験又は測定手数料</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 硬さ試験</p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>超微小押し込み硬さ試験機によるもの</u></p> <p style="text-align: right;">24,700円</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ 略</p> <p>(5)～(13) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 分析手数料</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) 食品等の分析</p> <p style="padding-left: 2em;">ア・イ 略</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 機器分析</p> <p style="padding-left: 4em;">(ア)～(エ) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(オ) <u>マイクロプレートリーダーによる分析</u></p> <p style="text-align: right;">58,100円</p> <p style="padding-left: 2em;">(カ)～(ケ) 略</p> <p>エ 略</p> <p>(17) 略</p> <p>9 略</p> <p>栃木県産業技術センター繊維技術支援センター手数料細目表～栃木県産業技術センター紬織物技術支援センター手数料細目表 略</p> <p>栃木県産業技術センター窯業技術支援センター手数料細目表</p> <p>1 窯業材料等の耐火度、耐圧強度、吸水率又は比重等の物理試験手数料</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) <u>耐火度試験</u></p> <p style="text-align: right;">4,820円</p> <p style="padding-left: 2em;">(2)・(3) 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(4) <u>摩耗試験</u></p> <p style="text-align: right;">1,770円</p>

2 略

2 略

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(工業振興課)

栃木県規則第14号

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県知事 福田 富 一

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則の一部を改正する規則

技能検定試験の実技試験の受検手数料に関する規則（平成29年栃木県規則第36号）の一部を次のように改正する。

本則の表中備考以外の部分を次のように改める。

知 事 が 指 定 す る 者	金 額
1 2級の技能検定試験の実技試験を受検する県内在校生のうち、基準日において23歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	9,200円
2 3級の技能検定試験の実技試験を受検する在職者（在校生に限る。）又は県内在校生のうち、基準日において23歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）	3,100円
3 3級の技能検定試験の実技試験を受検する在校生のうち、基準日において23歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者又は2の項に該当する者を除く。）	7,600円
4 3級の技能検定試験の実技試験を受検する在校生（2の項又は3の項に該当する者を除く。）	12,100円
5 3級の技能検定試験の実技試験を受検する在職者のうち、基準日において23歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者又は2の項に該当する者を除く。）	9,200円
6 3級の技能検定試験の実技試験を受検する者のうち、基準日において23歳未満のもの（入管法別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者又は2の項、3の項若しくは5の項に該当する者を除く。）	13,700円

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(労働政策課)